

令和8年度兵庫県議会常任委員会現地調査用バス借上仕様書

1 目的

兵庫県議会常任委員会の所管事務等について、県内の地方機関、諸施設等の現地調査をするため、バスを借上げるものとする。

【常任委員会】

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の7つの委員会

【調査地域】

兵庫県全域とし、4つの地区に分けて1委員会につき4回調査を行う。

- ・阪神地区 : 神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び川辺郡
- ・東播・淡路地区 : 明石、加古川、高砂、西脇、三木、小野、加西、加東、洲本、南あわじ、淡路の各市及び加古、多可の各郡
- ・西播地区 : 姫路、相生、たつの、赤穂、宍粟の各市及び神崎、揖保、赤穂、佐用の各郡
- ・但丹地区 : 豊岡、養父、朝来、丹波篠山、丹波の各市及び美方郡

2 契約期間

令和8年7月1日から令和9年2月28日

3 バスに乗車する者

兵庫県議会議員及び県職員 他

(1つの委員会に所属する議員は最大13名で1つの委員会に県職員が数名乗車する。)

4 配車日数・日程・台数等

(1) 日数

延べ28回、63日とする。ただし、甲の都合により変更する場合がある。

(2) 日程・台数

- ① 1つの委員会でバス1台を使用し、但丹地区は2泊3日、それ以外の地区は1泊2日の行程で1つの地区内の施設等の現地調査を行う。

ただし、天災や重大な感染症の蔓延等の理由により、行程や日程の短縮等を行う場合がある。

- ② 契約期間内に7つの委員会がそれぞれの日程で、4つの地区を現地調査する。
- ③ 出発(配車)、到着場所は、原則として、兵庫県議会(神戸市中央区下山手通5丁目10-1兵庫県庁第3号館)とする。
- ④ 同時に4台のバスの配車が必要となる日程(行程はそれぞれ別)があるので留意すること。
- ⑤ 日程は、別紙のとおりを原則とするが、変更する場合があるので対応できる体制を整えておくこと。

(3) 行程

- ① 行程はそれぞれの日程の概ね1週間前に決定し、受注者に対して通知するものとするが、急

な変更・要請にも対応できるようにすること。

- ② 出発・帰着時間の目安は概ね下記のとおりとする。

第1日目 県庁発 9:00、宿泊地着 17:00

第2日目 宿泊地発 9:00、県庁着 17:00(但丹地区の場合宿泊地着 18:00)

(第3日目 宿泊地発 9:00、県庁着 17:00 但丹地区の場合)

※1日当たり約11時間

(車庫から出発地・帰着地までの移動時間及び出庫前・帰庫後の点検時間を含む)

- ③ 走行距離の目安

1日当たり約142km

5 借上げバスの仕様

- (1) バスは受注者又は受注者と協力関係がある会社が所有する車両とする。

- (2) 中型バスとし、仕様は下記のとおりとする。

① 故障等の発生などにより、調査行程に支障を来す事がないよう、整備の行き届いた万全の車両を配車すること。

② 契約期間を通じて同じ仕様の車両を配車すること。(関連会社のバスを配車する場合も含む。)

なお、調査での使用を目的としていることから、車両の外装・内装が華美とならないこと。特に外装は、広告等の掲載がないこと。

③ 1回の行程において、2日間(但丹地区は3日間)ともに同じ車両を配車すること。

(バスの主な仕様)

車種区分	中型バス
大きさ	長さ 894cm×幅 230cm×高さ 319cm 以上 (ワイドボディ車両)
乗車定員(本席)	28名(28席)または27名(27席) ※運転席、補助席は含まない。
シート	28名:2人掛×14席[7列] 27名:2人掛×12席[6列] + 3人掛×1席[1列]
その他装備	冷暖房空調、冷蔵庫、マイク、VTR・TVモニター等標準的な装備
保有台数	資本関係のある関連会社も含めて6台以上

6 運転員

(1) 運転員は、受注者の社員とするが、関連会社のバスを配車する場合は、当該バスの運転業務に携わる運転員にも当該契約内容の遵守を徹底させること。

(2) 1回の行程において運転員1名(ガイドなし)とし、2日間(但丹地区は3日間)とも同じ運転員にすること。

(3) 交通ルールを遵守し、安全走行に努めることとし、同乗者に対しては、親切で丁寧な接遇を心掛け、言葉遣いにも充分気をつけること。

(4) 配車中は、携帯電話を所持し、議会事務局担当職員との連絡手段を確保すること。

(5) 兵庫県内の道路事情に精通していること。

7 保険

次の保険金が補償される任意保険に加入すること。

〔対人保険〕 無制限（1人当たり）以上

〔対物保険〕 無制限（1事故当たり）以上

8 その他の経費

行程中において利用する有料道路の通行料金、駐車場料金（食事会場に係るものを除く）、運転員に係る経費（宿泊に係る経費を含む）、配車及び回送に要する費用、各種保険料、車内清掃、各種消耗品、待機、故障・事故時の対応など、バスを安全に運行するために必要となる経費をすべて負担すること。

9 自然災害等

自然災害、疾病その他のやむを得ない事由により、借上げ日程・行程の変更、借上げ中止その他の措置を講ずることがある。

特に、天災や重大な感染症の蔓延等により、予定日直近での急な行程の変更、日程の短縮等に伴う契約日数の変更が生じた場合、超過した日数又は下回った日数1日につき、借上げ料を加算又は減額する。

10 配車計画

(1) 配車計画

出発日の3日前（土日祝を除く）までに、配車するバスの車番、運転員の氏名・携帯電話番号、連絡責任者、緊急連絡体制等を記載した配車計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 配車計画書の変更

配車するバス、運転員等、計画内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に相談及び報告するとともに、配車計画変更届を提出すること。

11 秘密の保持

県政にかかる機密事項等が頻繁に取り交わされることから、業務上知り得た事項を第三者に漏らしはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

12 関係法令の遵守

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年号外法律第183号）その他関係法令を遵守すること。

令和7年9月26日付け近運自公示第13号の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」にある、新運賃・料金制度での下限を上回る運賃とすること。

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて議会事務局及び受注者が協議して定める。